

文化審議会第20期文化政策部会（第4回）

令和4年9月6日

【河島部会長】 それでは、ただいまより令和4年度第20期文化政策部会（第4回）を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、連日御多忙のところお集まりいただき誠にありがとうございます。早速ですが、今回は九つの文化芸術関係者に協力をいただきヒアリングを実施していきたいと思っております。今日は長丁場となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、進め方につき事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【事務局】 すみません、少々お待ちいただいてよろしいでしょうか。

【河島部会長】 じゃあ私から申し上げます。

【事務局】 部会長、大丈夫です。すみません、私のほうから御説明させていただきます。

実施の方法につきましては、前回と同様ではございますけれども、御発表につきましては5分から7分程度で厳守をお願いできればと思います。5分を経過いたしましたら事務局がベルを1回鳴らします。7分経過いたしましたらベルを2回鳴らします。御説明を終えていただきますようよろしくお願いいたします。1分以上経過いたしましたらベルを3回鳴らします。御協力をお願いいたします。

説明終了後、質疑応答に移ります。最大で7分間としたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。質疑応答につきましても、1分前にベルを鳴らします。円滑な部会の進行に御協力を賜れば幸いです。何とぞよろしくお願いいたします。

【河島部会長】 ありがとうございます。

それではもう早速ですが、コシノヒロコ様より御発表お願いしたいと思います。コシノ様は入ってらっしゃいますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【コシノヒロコ氏】 じゃあ、ただいま御紹介にあずかりましたコシノヒロコでございます。本日は、第2期文化芸術推進基本計画の策定に向けて、貴重な機会にお声がけいただきありがとうございます。

ファッションはアートと経済の両方の側面を持っておりますが、今回、史上初めてファッションも含めて文化芸術基本計画を検討されるということで、大変感激しております。

と申しますのは、私は長年この文化経済庁などをつくるべきだという考え方持っております。経済は文化がなければ成り立たないという、日本の場合は経済産業省と文化——文科省というふうに分かれております。それが一体になって事を進めていくという一つの技法も必要じゃないかなという考えがいたします。

文化づくりを経済の力で支えて新たに生まれた文化が経済、社会を活性化させるという、世界では当たり前の循環を戦略的に作り出せていないのがこの国の大きな課題ではないかと思うんですね。

そういったことで、私は本日、こういった問題に対して、文化芸術のグローバル展開や地域の文化資源の保護、活用、担い手の育成、文化芸術とデジタル技術などを中心に、私の専門の分野でありますファッションの観点から4点意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、文化芸術のグローバル展開に必要な基礎づくりについてです。

ただいま少子高齢化、そして現在の経済の成熟化を迎えている日本にとっては……

(音声データ中断)

決してネガティブな考え方でやるのではなくそこに現在を知る、現在に通用するデザインを含め、そういった地域と一体になって新しい文化アート、テクノロジーとを繋ぎ合わせていくということ。これは非常に重要なことであって、多くの人たちがそれを見ているのではなく自ら実際に使ってみるという、また実際に体験するということが本当にこれからの文化芸術が求められる一番重要な部分ではないかと考えます。全体的に最終的に私がお願い、ご提案したいことはまず国立のデザインミュージアムの必要性。私が申し上げたいことはこういうこと（レジユメに書かれた4点）になります。ご清聴ありがとうございました。

【河島部会長】ありがとうございました。大変ポイントもしっかり出していただき、わかりやすいお話で感謝しております。会場の皆さん、何かご質問等ありましたらぜひおねがいいたします。鈴鹿委員どうぞ。

【鈴鹿委員】鈴鹿です。本日はお話ありがとうございました。ファッションのこと、ファッションローについて少しわからなかったのですが、これは日本にすでにファッションについての法律がありそれを知る機会があまり与えられていないということでしょうか。それとも日本の法律と世界の法律に隔たりがあるということなのでしょうか。

【コシノヒロコ氏】この法律は世界的なものなのですが、実際にデザイナーにそれを専門的に詳しく知っている方が非常に少ない。たとえば自分の作品を出すにしてもいわゆる自分の肖像権だとか商標の問題についてあまり詳しい方がいない。私も実際過去につらい思いをしたことがあり、商標権をデザイナーが持っているにもかかわらずそれを使うことができないということが起きました。もっと勉強しておくべきだったと思うが、こういうことをサジェスションしてくれる法律家たちが現在のデザイナーにサポートしてくれることが理想的なのではないかと思います。

【鈴鹿委員長】ありがとうございました。

【河島部会長】ありがとうございました。他の方がいかがでしょうか。名越委員どうぞ。

【名越委員】今コシノ先生より文化と経済を組み合わせたような省庁の存在が必要だということとても貴重なご指摘を頂いたと思って聞かせていただきました。そこでお伺いしたいのですが、フランスは国家予算に占める文化芸術への予算が0.9%ちょっと。世界に追い付け追い越せの韓国は1.2%ほどで日本の10倍以上かけていると現状があります。コシノ先生は先ほどの文化と芸術を組み合わせた省庁という観点から、日本の国家予算に占める文化芸術への予算が本当はどれほどが望ましいと考えられますか。

【コシノヒロコ氏】世界と比べて文化に対する予算は圧倒的に低いです。フランスの実際の数字はわかりませんが10分の1に近いということです。国がらみが文化に対する考え方がまだまだ進んでいないというのが日本現状なので何をやるにもやはり文化のための予算をしっかりと作り上げていただかなければなかなか海外戦略、特に地方の素晴らしいものを世界的な戦略として獲得していくには難しい、個人ではとてもできないことが多々あります。そういう意味ではとても期待をしているのですけれども。

【名越委員】ありがとうございました。

【河島委員】他の方がいかがでしょうか。湯浅委員どうぞ。

【湯浅委員】ご説明ありがとうございました。簡潔にまとめていただいてとても分かりやすいご説明でした。今おっしゃったように今社会的な変化がある中でこれからの若いデザイナーの方々が必要なスキルや知識経験がどんどん変わってきているのだと思いますけれども、ご提案ではそういったこれからのデザイナーに必要なスキルや経験を育成していく、特に人材育成の部分には国立デザインミュージアムの設立が必要だということかと思いますがたとえば大学などの教育機関との連携についてどういう風に考えられますか。

【コシノヒロコ氏】これからの未来を背負っていく若い人たちのための教育の在り方とい

うのは現在のセットを若い人たちが自分たちの、日本独特の独自性を持ってやっていくにはやはり教育的な部分が欠けているのではないかと考えています。デザインミュージアムというデザインに特化したミュージアムを作ったらどうかというのは、若い時からの教育、非常に感覚的に鋭い、何を持って感動するその年齢の時に教育をしていくことがいかに大切か、自分の経験から子供の時の育てられ方、教育のされ方というよりむしろ育ちがスタートなんですね。特に感覚的な仕事をする、この部分でもう少し環境整備が必要なんじゃないかと感じています。

【湯浅委員】ありがとうございます。

【河島部会長】ありがとうございました。次のヒアリングに移りたいと思います。それでは次に公益財団法人日本博物館協会半田様よりご発表をお願いいたします。

【半田専務理事】日本博物館協会の専務理事の半田と申します。本日はこのような機会を頂きありがとうございます。早速ですが第二期を迎えようとしています文化芸術推進基本計画の策定に向けてということについて、日博協としての意見を述べさせていただきます。全体としては、ご承知のように博物館法が改正されました。来年の4月の施行を目指して文化庁を中心に準備が進められているということなのですが、この第1条に「文化芸術基本計画の精神にのっとり」と文化芸術推進基本計画との連携が明記されました。このことは博物館界全体においても非常に意義あることで、今後の博物館の政策の在り方、現場の運営の在り方において非常に重要なファクターであると思っております。ついては、第二期の計画については、第一期計画に盛り込んでいただいている博物館の取り組みの継続と、法にも書き込まれたことを前提とする強化というものをぜひお願いしたいと考えております。

次に、当然ながらコロナ禍において博物館も深刻な影響を受けました。資料にアンケートの結果もお示しさせていただいていますが、入館者をはじめとする収入についてはなかなかまだ回復基調に至っておりません。一方で、オミクロンの関係もあり基本的な感染予防対策は今後も実施しなければならない状況の中で現場は結構苦しんでおります。継続的な支援をぜひお願いしたいと考えているところです。このコロナ禍で顕著になった博物館の役割を果たそうとして地方や現場の学芸員さんたちを中心に非常に様々な取り組みがなされてきておりますが、代表的なものがオンライン環境を利用した情報発信。施設にお越しいただけない方への情報発信にも工夫を凝らしながら取り組んでこられているところですが、今後の博物館を考えますと、この博物館資料のデジタル化、そしてデジタルアーカ

イブの促進，それを元にしたオンライン環境の整備による情報発信活用の基盤整備の推進は不可欠な要素であると思います。つきましては，第二期計画の中でも博物館資料情報のデジタル化促進，それから各博物館のなかなかインフラ整備されていない状況の博物館に対するデジタル化の促進をしていくということに対する支援というものを盛り込んでいただきたいという風に考えています。全体としては博物館部会の中にもDXを進めていくワーキングが発足されましたが，博物館事業全体におけるDXの推進支援も非常に重要な要素であると考えております。

続きまして，第一期計画にも盛り込んでいただいている文化財の保存・継承・防災に関する博物館の役割についてですけれども，この部分についてはより具体的な取組の強化と博物館法との関連を視野に入れた見直しというものをぜひ行っていただきたいと考えております。基本的には文化財の保存と活用に係る事業の拡充をどう図っていくかということになるが，博物館法の理念にのっとりも地域における学校教育，生涯学習，文化観光そして医療，福祉，産業等多様なセクターとの連携が博物館の今後の活動に求められてきております。特に少子高齢化社会における心の豊かさ，幸福感ウエルビーイングが国際的なテーマにもなっておりますが，こうした部分の向上のためにもっと博物館が活用される方向で計画策定が進んでいくことを望んでおります。そうした中で特に福祉・医療などの地域の多様なセクターとの連携を促すという部分においては，博物館が社会教育部門の施設として位置づけられているだけではなく，地域の総合政策的な視点による評価指針の導入が非常に重要ではないかと思っております。また，全国の博物館の連携・ネットワーク体制の構築強化というのは博物館政策の中でも求められている方向性ではありますが，特にその中でも国立博物館とナショナルセンターとしての機能を果たすべき施設の機能強化は非常に重要であると考えております。文化財機構の文化財活用センターそれから防災センター，科学博物館のイノベーションセンター等のセンターが立ち上がっておりますけれどもこうした機能の中に特に他の博物館，地域の博物館との連携・支援の強化を盛り込んでこうした国立施設の強化に取り組んでいただきたいと思っていますところです。

併せて，人材の問題は先のコシノ氏のお話にもありましたが，学芸員というのは専門性を持った非常に重要な博物館の担い手ではありますが，この学芸員制度については部会の方でも継続審議事項となっている。そうした中で学芸員の従来型の専門性のみならず広範な連携それから文化芸術基本法との関連を視野に入れた専門人材の養成・配置もこれからの検討課題として重要ではないかと思っていますところです。博物館事業，活動に関する評価

については、従来の入場者数・利用者数に重点が置かれた評価指針から、全体としてのステークホルダーを見たときの情報発信・連携と地域全体の総合的文化政策に対する博物館の貢献度を測れる指標の設定と評価が今後検討されるべきではないかと思っております。新しい博物館法は新たな登録制度の活用によって博物館の質を高めていく仕組みとなっています。この制度を活用するときには地域の公立・私立の博物館に対する登録のインセンティブが非常に重要になってきますので基本計画の中でもこのあたりの議論が進んでいくことを期待しております。

最後にグローバルな博物館界の動きについて述べさせていただきます。日本の博物館が国際化してプレゼンスが向上していくことは日本文化全体のプレゼンスの向上に資するわけですが、国際的な動向としては8月に開かれましたプラハでのICOM大会において3年前に持ち越しになりました新しい博物館定義が採択となりました。こうした背景の中で博物館は公益的な施設としてすべての人に開かれすべての人の利用を保証するということが前提となっている中で、ユニバーサル化、アクセシビリティの強化の推進については非常に大きなテーマとなってくるだろうと思っています。今までも取り組みつつありますが多言語化の推進やデジタル化の問題等を含めて結果的に外国人の利用者等への利便性向上に結び付くような基本的な取組強化をお願いしたいと申し上げさせていただきます。併せて、こうした国際的な動向を視野に入れて活動ができる人材の育成・養成が今後博物館界でも喫緊に求められていると考えております。ご説明は以上となります。

【河島部会長】 半田様ありがとうございました。それでは委員よりご質問等ありましたらお願いいたします。鈴鹿委員、どうぞ。

【鈴鹿委員】 すみません、また質問してしまいました。

質問というか博物館へのお願いのようなものなんですけど、前々回の会議でちらっとお話をさせてもいただいたんですが、博物館、子供の頃から親しみを持てるようなものがすごく大切かなと思っています。ユニバーサル化やアクセシビリティのよさというのに加えて、できれば、海外の博物館のように小さい子供が親しみを持って、また、少しお話をしながらでも見に行けるような部分、そういう博物館になっていければと思うのですが、そうなるためにこういうふうに博物館の制度がなったらいいなと思われていることなど半田さんのほうであつたら教えていただければと思います。

【半田専務理事】 コメントありがとうございます。お元気そうで何よりであります。

私もその辺非常に同感するところが多くて、小さい頃から親御さんに連れられて博物館、

美術館等に入入りしている人たちが大人になったときの博物館の利用率が高いというのは、もうデータでも証明されつつあります。日本の博物館の中でも、例えば、展示室の中で静かに鑑賞したいんだけど周りの子供連れがうるさいとか、そういう環境を嫌がる利用者が多い中で、特に未就学のお子さんたちに時間を開放して自由に鑑賞していただくとか、あるいは、子育て中の御両親たちはなかなかベビーカーとか赤ちゃんだっこして美術館、博物館というのは足が遠のきがちな年齢でもあるわけですけれども、そういうときから、一部の美術館とか博物館で、未就学の、赤ちゃん連れのお母さん、お父さんたちに、例えば日曜日の午前中時間を取って自由に鑑賞していいですよみたいな取組が始まりつつあります。

そういう取組をもっともっと始めていって、就学児童についても学校教育との連携を深めていく中で、授業だけではなくて子供たちの自主的な学びの場として博物館がもっともっと活用できるような取組というのが今後非常に重要になってくるのではないかと私は考えています。

【鈴鹿委員】 ありがとうございます。すみません、3歳の娘も連れていって美術館大好きになっていますので、またこれからもよろしくお願いします。

【半田専務理事】 よろしくお願いいいたします。

【河島部会長】 ありがとうございます。重要なポイントだと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。西濱さん、どうぞ。

【西濱委員】 よろしくお願いいいたします。

さっきのDX化なんかに伴ってなんですけれども、私ども、私はオーケストラに関わっている人間なんですけど、博物館や美術館から配信を行うということもコロナの中で行っていました。今、さっき鈴鹿さんのお話にもあった、より興味を持っていただく際に配信などを美術館や博物館からというのは、グローバル、ユニバーサルを含めて非常に有効だと思うんですが、ただ、一方でそういった配信を行っていく設備環境に関してのお悩みとか現状というのはいかがでしょうか。

【半田専務理事】 ありがたい御指摘をありがとうございました。

先ほど私も意見の中で、この3年近くにわたるコロナ禍の下で、現場の博物館の学芸員さん、職員の方たちが非常に一生懸命デジタル、それからオンライン環境を利用した情報発信に取り組んできておりますというお話をさせていただきましたが、実情としてはもう全く素人レベルで、プロのサポートもなく自分たちでできる範囲でプログラムを考えて、それを録画して、ユーチューブであるとかに手作りでアップしていくということをおやりになっ

ていただいている博物館が大多数です。大きなところではそれなりのチームをつくって予算を割いて、そのスキルも含めたある程度外の力を借りながらプログラムを配信しているところもなくはないですけど、多くは手作り状態。

ですので、これから博物館のデジタル化された情報をきちっと魅力あるソフトとして発信していくためには、どうしてもコンサル、それからサポートといったインフラの整備が不可欠だと思います。その部分は、今、予算もマンパワーもない現場に投げても到底できることではありませんので、こうした部分を一つの政策としてサポートしていける体制というものを次の基本計画ではぜひ御検討いただきたいと考えているところです。

【西濱委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

すみません、私のほうでちょっと引き受けてしまいました。

では湯浅委員、手短にお願いします。

【湯浅委員】 はい。1点だけですね。ヘルスとウェルビーイングに関する博物館の貢献というか役割についての言及がありましたけれども、ヘルスとウェルビーイングに対する文化芸術の役割というのは世界的にも注目をされています。ということで、博物館セクターがほかの芸術分野とも連携していかなければいけないことだと思うんですけども、こういった取組を促進していくために特に必要なことは何だとお考えでいらっしゃいますか。

【半田専務理事】 そうですね、現場としてそれをやりたいというモチベーションを持ち始めている施設はたくさんあります。しかし、先ほども、横串の刺さった総合政策的な博物館の評価であるとか博物館の地域政策自体を横串の刺さった形で進めていくというところでは、行政の縦割り区画を横串を通して連携していくというところがまず必要で、そうしたガバナンスの下に、志のある博物館が、医療とか福祉とか実態的に博物館の情報資源を有効に活用しながらどういうふうに連携できるのかということを考えていけるというステージが初めて生まれるわけで、そういうテーブルを用意するのはガバナンス側の責任とこれからの取組にかかっていると私は思っています。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。半田様、どうもありがとうございました。

【半田専務理事】 ありがとうございました。

【河島部会長】 先ほど事務局からも多分ベル鳴らしていただいたんですけどちょっと聞こえにくかったので、7分たったところで私のほうで、「あともう早く終わらせてくださ

い」的なコメントで分け入ることにいたします、以後。既に10分遅れですので、ちょっと失礼かもしれませんが、そういう形で今日は進めていかないと大変なことになると思っておりますので、お許してください。

それでは次に、株式会社ぐるなび、家中様より御発表お願いいたします。

【家中室長】 初めまして、株式会社ぐるなびの家中と申します。よろしくお願ひいたします。本日はこのような貴重な機会いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、私のほうから御提案の内容を説明したいと思います。お渡ししている資料がワードで少し見にくいので、内容は同じですがパワーポイントのほうで御案内したいと思います。

まず、具体的な提案の前に総論をお伝えしたいなと思っております、我々ぐるなびのほうで考えている文化芸術推進における重要なプライオリティーを考えたんですが、こちらは「文化による産業の創出」というのを一番に考えたいというふうに考えております。

こちらは、これまで文化というのは保護でしたりとか維持といったところにとどまっていたかと思いますが、文化とはそもそも人々とその国の価値観を表すものでございますので、文化を活用することはしっかりもうかるんだと、そういった認識を幅広く一致させていきたいと考えています。このもうかった、もたらされた利益によって、今後、文化芸術振興の循環のサイクルをしっかり回していきたいと思っております。

例えば食文化においては、郷土料理登録制度がしかれたことによって、国内の流通はもちろんなんですけれども、海外に向けた輸出にも好影響を及ぼす期待がございます。

実際にその土地で、レストランだったりお土産屋さんだったり目で見て触れて食べるということは、最低限のショールームとして機能はしますけれども、実際に地域の中でしっかり利益を生み出していくためには、その10倍だったり100倍だったりという販売していく必要があると考えています。食べる機会を最低限提供することに加えまして、ここにしっかり高品質な食材や加工品が購入できる販売体制づくりというのが不可欠であると思っておりますし、しっかりここにとがった価値づけというのが必要になってくると思っております。

このとがった価値づけというのが高付加価値と捉えますと、これを創出するためには食文化の担い手であるシェフだったり料理人の存在というのを大いに活用したい、こういった御提案をしたいと思っております。

シェフは当然毎日調理をする中で食材に触れておりますので、食材の目利きとしても機能しますが、さらに加えて、悪いものを改良するですとか、良いものをよりよく魅力づけを

していくといった能力を発揮することができると考えておりました、生産者と消費者の間に料理人、シェフを位置づけることによって文化の発展と産業をもたらすことにつながると考えております。

この総論を踏まえまして、具体の提案を五つ御案内させていただきたいと思っております。

日本版の「美しい村構想」につきまして、これはフランスの「美しい村」というものがございまして。アルザスだったりブルゴーニュといったものを筆頭に認定をされている「美しい村」というものがございまして、そこに認定をされますと非常に観光集客のところで有益であるということで、その考え方を日本版で落とし込めないかと思っております。

幸いに日本には江戸時代の300藩という単位がございまして、この300藩を対象に認定を受けるための審査基準を定めていくということを考えました。審査基準例としましては、地域の理解だったりとか誇りといったものが必要ですので、住民の同意、推薦というものが必要でしたり、伝統工芸がある、地域の歴史を紹介している施設がある、郷土料理の素材、食材、加工品、お土産が存在する、それから、それを食べられる施設があるといったような審査基準を設けて認定をしていくことが可能なのではないかと考えております。

続きまして、二つ目に「今年の一皿」を国家事業にということで、ぐるなびの子会社にぐるなび総研というのがあるんですが、こちらで毎年年末に「今年の一皿」というものを発表しております。こちら、小山薫堂さんから発案をいただいて、そこからきっかけに発表会をしているものなんですけれども、単純にはやった食ということではなくて、その年に起きた出来事だったりニュースだったりという世相を反映する食というのを記録していく事業になっております。

こちらは昨年の発表内容ですけれどもアルコールテースト飲料というのを発表しております。これは酒類提供制限でしたりコロナの影響、それから製造方法が進化したという世の中の背景を受けて、このようなアルコールテースト飲料というのを発表しております。

日本を食を通じて知るという有効なツールになると思っておりますので、しっかり国としてもこういった事業を発表できればいいのではないかと考えております。

【河島部会長】 家中さん、あと2分ぐらいでお願いします。

【家中室長】 はい。ごめんなさい、急ぎます。

3番目に、和食のユネスコ無形文化遺産が来年10周年ですので、ここでしっかりこれまでのことを取りまとめてお祝いをする会ができないかなと思っております。

具体的には、しっかりここ10年間の中で起きた変化ですとか、登録をされたことで恩恵を

受けた人たちは誰なのかと、そういったことを整理しながらイベントができればいいなと思っております。

4番目に、芸術と食文化の掛け合わせでしっかり認知拡大を図っていくというものです。具体的には、日本はグルメ漫画大国だというふうに思いますので、こういった発信力の高い漫画だったりアニメというのを活用して日本の食文化のPRにつなげていければと思っています。

五つ目に、食に付随するものを一貫したストーリーで発信をしていくというものになります。例えば首相官邸でも、食器だったりとかリネン類、調味料、食材、そういったものを全て出身地でそろえるなど一貫性を持たせた発信をされていたりしますので、物語を食べるということで、そういったストーリー性を持たせるということが重要ではないかと思っております。

こちらは最後になります。公邸料理人×RED U-35ということで、RED U-35というのはぐるなびのほうで実施をさせていただいている若手シェフのコンペティションになります。これは調理技術の高さだけを競うものではなくて、料理人が未来の食文化を担う担い手であるということから、人物像、食に対する考え方みたいなものまで全てチョウイ審査をしているといったコンペティションになります。

この若手の力をしっかり活用していくことで、一例として「公邸料理人」というふうにかかせていただいているんですが、在外公館においてそこを通じて日本の食文化というのが発信されているところがございますので、ここにREDのシェフを絡めていくと、そういったことを考えております。

以上になります。

【河島部会長】 ありがとうございます。大変具体的に食文化の振興に関する具体的な御提案等もいただきまして感謝しております。

委員の皆様、いかがでしょうか。何か御質問等ありましたらどうぞ。増田委員ですか、どうぞ。

【増田委員】 すみません、京都の増田徳兵衛でございます。

食の関連でございますので、この食の世界遺産のユネスコの文化遺産ももう来年は10年ということもありますし、今のお話の中で、若手の料理人ですか、それを育成していく。

若手の人たちはまだまだ、実を言うと育成までほとんど至ってない。料理学校とかも結構あるんですけども、また、料理人として、料理学校もそうですけれども、弟子としている

いろなところにくっつきもするんですけれども、まだまだ育成に至ってない。また、十分になる前に何か名声が出てしまって、逆に独立してしまって「何だ、こんな料理なのか」というところに行くような連中も結構いたりするので、その辺の教育システムのものを、本当に若い人たちまで、いかに下まで浸透しながら育てていってやるということを、文化的な形の中でやってほしいなというように思います。

それをするのに、ぐるなびさんなんかも本当に協力をしていただいている、若手を育てるRED U-35とかというのも私もよく存じ上げておりますので、その辺をよく考え持ってやってほしいなと思います。

【家中室長】 ありがとうございます。

RED U-35に関しては、料理人の地位向上というところを目指して実施をしております、私どもとしてもシェフだったり料理人というのを憧れの職業にしていきたいという思いがございます。

その際に、観光業界、観光行政においては観光人材のリカレント教育というのをしっかり予算をつけてやってらっしゃるんですけれども、それが食の世界ですとどうしてもそういった見方がまだ不十分かなと思っておりますので、教育のところを、まず輩出するところもそうですし、輩出された世の中のシェフたちがリカレントできる、そういった環境づくりというのも非常に重要ではないかと考えております。

【増田委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 ほかの委員の方、いかがでしょうか。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

では、特にないようでしたら次のヒアリングに移りたいと思います。家中様、本当にどうもありがとうございました。

【家中室長】 ありがとうございます。

【河島部会長】 それでは次に、公益社団法人日本観光振興協会、杉野様、村上様より御発表をお願いいたします。

【杉野部長】 よろしく申し上げます。日本観光振興協会の杉野と申します。協会のほうで文化観光関係の担当をしておりますので、私のほうから説明させていただきます。

最初に、観光産業の現況についてざっとお話をさせていただきます。

すみません、操作のほうを今。

じゃあ、ごめんなさい、プレゼンシートのほうが今映像に映っていないので、口頭で。

【河島部会長】 映っています。スライドショーにされなくても結構ですので、手で次々とスライド動かしていただければ。映ってはいます。

【杉野部長】 はい、分かりました。どうもすみません。

【河島部会長】 今1枚目のタイトル、表紙です。

【杉野部長】 旅行者数というね。

この表は旅行者の数で、ずっと増えてきた、いわゆるアウトバウンドと言われる日本人が海外に行く部分と、海外から日本に来る部分が、この30年ぐらいで非常に逆転をしているというグラフです。御存じのとおり、今コロナで訪日客はほとんど来ていない状況ですけれども、2019年については3,000万人を超えて、アウトバウンドについては2,000万人ということなので、今インバウンドの数のほうがアウトバウンドよりも多いという状況がございます。

次のページ。訪日外国人旅行消費額と製品別輸出額との比較ということで、いかに観光を、特にインバウンドがほかの輸出の数値と比べて全体で3番目の位置に来ていると。自動車産業、化学製品でその次ですね、訪日外国人旅行消費ということで4.8兆円の数値、これは2019年の数値ですけれども、ということで非常に経済的にも重要な部分であると考えております。

次に、観光の4条件と言われている、アトキンソンさんも含め言っている条件の中で、気候、自然、文化、食事という中でやはり文化というのは非常に重要であると。例えばミシュランのグリーンガイドの基準なんかを見ると、3番目に文化財の豊かさですね、記念建造物や美術館の数とか。あと、4番目にあります受賞歴やユネスコの世界遺産などの公的評価とか、6番目の美観、それから7番目の作り物ではない本物としての魅力と調和、この辺りが今後文化を基軸にした観光が大事であるということになるかと思えます。

具体的に協会のほうで今事業を進めている中で、文化財の多言語解説整備事業ということをやっております。これは、先ほど申し上げましたインバウンドの方々に対して、文化財をいかに理解していただくかというような視点で事業を進めておまして、大きく、旅前ですね、旅行に来る前にどういう発信をホームページ等でするかということ、それから2番目に旅中ですね、実際こちらに来たときに、例えば文化財の場所に訪問したときに、多言語の解説などで来た方に文化財を理解していただくという視点ですね。それから、旅後ということで、訪問者が今度旅行終わって戻った後にSNS等でその発信をすると。こういう大きな三つの流れになると思います。

それで実際、協会のほうで事業をした中で、特に看板の製作事業とかこの辺りのサポート

をしている中で、モデルとなる事業を二つ紹介させていただきます。

一つは、栃木県の日光にあります日光山輪王寺の文化財多言語解説整備事業ということで、これは平成30年から始まっていて、輪王寺の中には40件以上の文化財がございまして、その文化財一つ一つに多言語——英語と中国語等で解説をつけております。あと、スマートフォンとかタブレットなどを利用してQRコードからダウンロードして、より詳しい内容、映像とかそういったものを見るような仕組みになっています。それで、多言語で今もう8か国の多言語化を、これはウェブ上で展開をしております。その条件として、域内でWi-Fi環境の整備なんかもされております。

次のページで、これ、文化庁さんも関わっている多言語解説整備事業の、1年間に大体50件ぐらいの文化財を整備しているんですが、その中で特に優良事例ということで評価をして、案内板のよしあしとか、案内板がちゃんと動線上に設置されているとか、あとはその内容ですね、テキストの分かりやすさ、アプリの使いやすさと分かりやすさですね、そういったもので評価をしております。

日光の場合は、英文の質も非常に高く案内板が非常に見やすいということ、それから、案内板の位置を非常に工夫していて、旅行者の動線上にきちっと案内板があるということと、案内板自体の中に文化財の解説だけではなくて簡単な文化財を周遊する地図みたいなものを入れていて、非常に観光客目線の看板を作っているということでございます。

それで、一つ重要なことは、これはやっぱり外国人目線でテキストの内容の翻訳等をする必要があると考えます。というのは、日本人であれば当たり前のことも、外国人にとっては初めて聞くような言葉ですね。例えば参勤交代など言葉を聞いたときに、それ外国人の方にきちっと説明をしないと分からないと思い、そういったことを工夫しながら説明をしているということがございます。

あと、具体的に、日光のほう、コロナ前は年間660万人ぐらいの外国人のお客さんが来ていたんですけども、どちらかというと日帰りで来る方が多くて、通り過ぎで、もう宿泊は別のところへ泊まるというケースが多いんですけども、文化財をきちっと説明することによってその滞在時間を長くすることで、日光への宿泊滞在を誘引するきっかけとなると思っております。

それから、もう一つの例としては、奈良の文化財ですね。こちらは奈良県のビジターズビューローというDMOですね、観光セクターのほうでこれは作製をしまして、まさにこれは、文化財の内容の解説もそうなんですけれども、やはり観光客目線ということを優先して

考えて作っております。

こちらの評価が非常に高く、コンテンツ、英文も優れていて、案内板なんかもやっぱり動線上にきちっと作っているということです。ただ、デジタルサイネージとかも作って大通りのところに立てているんですけど、今ちょっとコロナで、タッチパネルでやるような仕組みなので、まだ活用が十分されていないという問題がございます。ただ、今後DMOが主体になっているので、観光目線でこの辺りの整備した内容は活用されていくのかなというふう

【河島部会長】 杉野様、申し訳ありません、時間になりましたので、この最後のまとめの辺りのスライドをこのままにして、委員のほうが読みますので、早速質問の時間に移りたいと思います。このスライドを拝見いたしますので、そのまま切らないでください。

どなたか委員の方いかがでございましょうか。石田委員、どうぞ。

【石田委員】 文化財関係の観光資源としての活用といったお話が多かったのですが、日本の現代舞台芸術や無形文化財が海外の方からどのように注目を集めていくのかということが大きな課題になっていると思うんです。観光の現場にいらっしゃる立場で、日本の現代舞台芸術などの魅力に関して海外の方からどういうふうに見られているのか、日ごろお感じになっていることや変化があれば教えていただきたくて、それに関してどういった施策、アプローチというものが望まれるのかといったようなことを簡単でいいので教えてください。

【杉野部長】 特に舞台芸術に関して、海外の方の反応というのをお聞きしたことはないんですけども、ただ、先ほど申し上げた文化財については有形文化財が中心になるということで、今、私どもで、舞台芸術とはちょっと外れるんですけども、無形文化財として、例えば万葉集という日本の昔からの文学、芸術というあれがありまして、これの歌碑が全国に2,000ぐらいあって、それを英語で解説をしたり日本語で解説をしたりというような事業を今度新たな、有形から無形文化財という展開をしています。

その際に一つネックになってくるのは、先ほどちょっと申し上げたように、無形文化財を説明するとき、非常に日本文化ならではの特殊な言い回しとか、万葉集でいえばリズムがあるわけですけども、そういったものを海外の方に伝えるというのは非常に……。両方の視点を持っている、今、日本の文化にもある程度知識があり、外国人としての文化にも知識があるということで、両方の視点から見て、翻訳も今日本にもう30年ぐらい暮らしている方をお願いをしているんですけども、そういう視点から見るということをしないと、特に無

形文化財の場合、なかなか目に映ってすぐに理解できるというものではないので、非常にその辺りの文化的な背景とかをきちっと伝えるということに＝ ＝っております。

【村上部長】 すみません、その部分を日本観光振興協会を担当しております村上と申します。以前ちょっと台湾のプロモーションに関わっていた関係で、台湾の事例を幾つかお話ししたいと思います。

宝塚とか、あと2.5次元みたいなものですとか、宝塚自体が実際台湾で公演したときなんかは台湾の方も非常に楽しんでらっしゃいましたし、それを目当てに、台湾でやった公演をきっかけに日本を訪れる台湾の方々もいらっしゃるという話も聞いております。

海外の方でも徐々に徐々にリピーターが増えているような状況でございますので、そういったところで日本の文化とかそういう芸術に深い関心を持っていらっしゃる方なんかは今後も増えてくると思いますので、舞台芸術というところにもより今後注目が集まってくるんじゃないかなと考えます。

すみません、時間がない中で申し訳ありません。

【石田委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

私からも伺いたかったんですけども、現在のところ有形の文化財の多言語表示というのが取りあえずのところ力を入れていらっしゃるし、成功事例もあるということかと思えますけれど、今、石田委員から御質問があったように、舞台芸術ですとか、あるいは、今このスライドで最後にまとめていただいているところにある美術館、博物館等ですとか、より広い日本の文化、現代もあれば伝統物もあれば有形も無形も、もう多種多彩なものを今後観光の一つのきっかけとして利用して活用していただけるというようなことでよろしいでしょうか。

【杉野部長】 そうですね。有形であり無形であるという一つの例として、今私どもで取り組んでいる事業は酒蔵ツーリズムですね。日本酒の酒蔵というのは酒蔵の建物自体が、それこそ江戸時代からある建物があり有形文化財がある。それともう一つは、今後ユネスコの登録を目指している伝統的な酒造りとかありますけれども、お酒を造る技術ですね。この辺りはもう無形文化財としての位置づけであるということで、非常にそういった意味では、酒蔵をプロモーションすることによって、地域活性化にも、地域の酒蔵の消費、売上げが今後増えていくということにもつながっていきますので、この辺りを今非常に一つのテストケ

ースというか、プロモーションを含めて取り組んでいるところでございます。

【河島部会長】 よく分かりました。それ食文化にも関わることですので、こちらとしても大変ありがたいことです。どうもありがとうございました。

【村上部長】 ありがとうございました。

【河島部会長】 では次の、一般社団法人社寺建造物美術保存技術協会、デービッド・アトキンソン様より御発表お願いしたいと思います。アトキンソンさん、どうぞ。

【アトキンソン代表理事】 ありがとうございます。

これ紙ないですよ。紙あります？ そのままいきます。

文化財修理の装飾部門をやっている業界団体ですけれども、この紙が出れば、自分としてポイントになるのは、観光戦略の基本にもなっていますけれども、日本は既に、1993年から生産年齢人口、15歳から64歳までの人口が1,299万人も減っています。今から2060年にかけてさらに3,000万人が減っていきますので、そうすると、文化財修理をするほうもそれを負担するほうも納税者も、いろいろな人がこれから減っていきますので、この世界の人類の歴史の中に例のない人口減少にどう対応するかということ是非常に大事で、今までの通常運転みたいなことができなくなっている中でどう考えていくのかということも、当然ながら文化についても同じようなことを考える必要があります。

そういう意味では、ポイントの一つ目としては、文化行政として、現状の分析がどうなっているのか、これからどうなっていくのかということ深く考える必要が私はあると思います。通常であれば、どの国でも人口が増え続けていってその中でどう対応するかということは普通なんですけれども、そうではなくて激減をしている人間の中で、例えば舞台芸術であれば、見に来てもらえる人たちの潜在需要がどんどん減っていますので、そうすると普及率を上げていかないとどうにもならないということになりますけど、言うまでもなく、じゃあ各業界それを行政として考えているかということ、その分析が十分だとは思えません。

人口が大きく減っている中で、例えば文化財修理の場合は、国の文化財修理予算に対する依存度が毎年上がっています。民間の需要がなくなっているのと社会の変化もありますけれども、人がいなくなっていることが一番大きな問題になっています。その中で、行政としては依存度が高くなっている中で、どういう業界を守るのか、何を守らないのか、どうやって守っていくのかということを考える必要があります。

別の事業で着物文化の経産省の委員会もやっていますけれども、同じような問題で、ただ単に着物買う人や着物の販売量が減っているねということ言うだけでは何の意味もないの

で、なぜそうなっているのか、単価の問題、買う人の潜在能力の問題などなどを分析して、どういふふうに対策を打つのかということを考える必要があります。

もう一つの文化財修理の問題としては、何を守る、何を守らない、国として何を応援するのかしないのか、どう応援するかということを決めた上で、業界をどう動かすかということを考える必要があります。文化財修理の場合ですとほとんど入札になっているんですけども、ほかの補助金のやり方もいろいろありますが、補助金の出し方次第で業界はそれに対応するという事になっています。ただ単にお金を出しているということじゃなくて、どうお金を出すかによって業界の行動が動いてきますので、もっと戦略的に考える必要があるんじゃないかと思います。

最後の問題としては、文化庁さんとしては、性善説で成り立っているという日本の行政でよくあるパターンだと思いますけれども、通達を出しました、その後そうなったかそうならないのか、業界がそう動いているか動いてないのかはほとんど何のインプリケーションもないままで事業を進めているかと思います。

残念ながら、民間の需要が減っている中で、通達などを無視して自己中になっているところが多くて、場合によっては違反的な行動が増えていること、そういう事例が目立つようになりました。昔みたいな性善説で成り立たない、需要が減れば減るほどこれが悪化する可能性があると思いますので、業界への指導を今まで避けられてきた経緯があると思いますけれども、避けるどころか、適切に業界に対して私はその指導を強化するべきじゃないかと思っています。

以上です。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。文化行政一般にも通じる、大変意義深いお話頂戴いたしました。

委員の方々、いかがでしょうか。京都のほうから、山本委員ですか、どうぞ。

【山本委員】 山本です。これで声入っていますか。

【河島部会長】 入っています。

【山本委員】 アトキンソンさん、ありがとうございます。

おっしゃっているとおり、入札において、その設計内容について検討はされても、その設計どおりに正しく施工が行われているかという管理の部分は、文化財修理の分野において統一されていないことがあると私も思っています。しかし、ちゃんとデータを取ってませんが、一概に全てが悪くなっているとは思いません。ただし、設計と施工の分かる人が業者を

選ぶということと、修理中の、設計・施工の管理、それから修理後におけるメンテナンス、「管理とメンテナンス」については、国がその点にも、もっと目を向けて予算も付けて頂きたいと思います。

そのためには、まずは国の補助金が使われている文化財の修理について、一般の方にも知っていただくことも大事なことだと思います。よい形での文化財修理を知ってもらう。文化財修理の現場は、医療に例えれば治療や手術しているような状態ですから、一般の人が自由に見られる、触れるものではないのですが、現場に公開できる設備があり、安全に一般の方にも見て頂けるようなことがもっと増えれば理解が増えれば文化財の保存修理に対して、もっと予算が必要であるという理解も進むと思います。後で出てくるような寺社の問題にしても、修理中閉鎖されるのではなく、良い形で公開される、それを国がきちっと支援し指導して自治体が動く、ということがこれから進めばいいなと思いますが。

以上です。

【アトキンソン代表理事】 いいですか、それに対してコメントするのは。

【河島部会長】 どうぞ。

【アトキンソン代表理事】 おっしゃるとおりで、自分たちとしては、今、社寺協、業界団体としては資格制度を立ち上げたばかりなんですけれども、今までは文化財修理の会社さえ落札すればよかったんですけれども、どういう技術を持っている職人をそこに配置するということが割と自由でした。今年のを綱の改正によりまして、それがある程度技術のレベルが確認されている人によって変わってきますけれども、おっしゃるように、次に何が問題かという、文化財修理の事業を納品したときにそこで評価というものが入ってなくて、その後の例えば2年後に、国交省の建設業法では点検をしなければいけないということになっているんですけど、文化財修理の場合は点検する必要がないんです。

そうすると、そういう評価がない中で、納品したその日だけが非常にすばらしくて、その後どうなったのかということは何の評価もなく、その後に急劣化していったりとかすぐに駄目になってしまったりしたとしても、事業者としてはそれに対して何の悪影響も来ないです。

そうすると、頑張った会社と、その日だけ頑張っていたんだけどその後どうしようもないものになったものが同等になっていきまして、悪く言えば悪質、ブラック企業のほうを育成しているような形になっていて、ブラックなことをやってもその後何もないですよということで、じゃあみんなそっちの方向に行ってしまうんじゃないかという懸念があっ

て、実際にはやはり言うこと聞かない業者というのは言うこと聞かないし、指導もないですから、業界団体、今、会長やっていますけれども、それに対して自分が言っても何も言うこと聞かないままでやっていますので、何もできないです。

こういうところへ指導がないと、文化財修理は当日だけはすばらしくて、実際には守るべき文化財的価値が損なわれている例は多々見ますので、おっしゃるように、もう少し評価することと、評価することの後は影響が出るよという仕組みに持っていけないといけないと私は思います。全くおっしゃるとおりだと思います。

【河島部会長】 山本委員、もう一度ですか。

【山本委員】 議論すると長くなるので、共通しているのは、修理というものは入札で請負業者が決まれば完了するのではなくて、修理中の工程管理、修理後の管理を担って頂く事が必要だと思うところです。

ただ違うところは、そういうものがちゃんと機能していないというところは違うと。分野が違うせいかもしれませんが、文化庁や地方自治体においても、管理はされていますし、また私たちの団体において、納品後にすぐ劣化するような仕事、設計通りに施工していない仕事をしているところは、業界内で文化財の仕事から除外していくということは起こっています。

【河島部会長】 分かりました。私自身も、あるいはここにいる委員の多くの方が、山本委員以外の方が知らない、あまり詳しくない世界でして、驚きました。とにかく事業者にいい仕事をしてもらうインセンティブをしっかりとつくっていくべきだというお話だと承りました。

アトキンソンさん短くお話しいただいたので、もう一人ぐらい何か、どなたかあれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

事務局というか京都のほうからありますか。もう山本委員もよろしいですね？

【山本委員】 はい。

【河島部会長】 分かりました。それでは次に移りたいと思います。アトキンソンさん、本当にありがとうございました。

それでは次に、日本建築学会の山崎様より御発表お願いいたします。

【山崎委員長】 日本建築学会の建築歴史・意匠委員会委員長をしております、東京工業大学の山崎と申します。本日はお時間いただきましてありがとうございます。

それでは、スライドを用意しましたので、それを共有しながらお話をさせていただきます。

今回のパブコメに関しまして、建築分野から私を含めて4名の先生方からコメントが提出されておりました。日常的によくお付き合いのある先生方で、関心も共通しておりますので、本日は私がそれを取りまとめて御説明するという形でいきたいと思っております。

それで、まず全般についてなんですけれども、文化という今回の基本計画の中で、「建築」という文字がどこを探してもないというのが共通した驚きでした。

ですので、例えば衣食住という基本的な生活文化を考えたときに、食は和食ということで第1期基本計画で取り上げられていたわけですが、住に当たる建築の部分が関心が示されていないというところ、これは、特に欧米諸国などから見ますと建築はその国の文化の象徴と捉えるところが多いと思っておりますので、そういったところを取り上げられないということは非常に問題があるかなということなので、これはぜひ対応していただきたいというのがまず1点であります。

それから、全体に共通して現在我々が取り組んでいる大きな課題というものを一つ取り上げますと、日本の近現代建築というものに対する、これをどうしていくかということの取組があります。

この日本の近現代建築というのはちょっと聞き慣れない言葉なんですけど、これは戦後の現代建築というふうに考えていただいて結構だと思います。それは実は世界的には非常に関心が高いところでもあります。日本の場合は特に全国にたくさんそのストックがあるということで、それを文化資源として生かしていくということを我々今取り組んでいるんですけども、なかなか行き詰まっております。そのことはぜひ取り上げていただきたいというのが今回のお願いです。

その具体的な方策について、まず何をしなければいけないかというところなんですけれども、とにかく数が多い、それから全国に散らばっているものですので、これらを生かしていくには、お金も必要ですけども、まず人材を育てなければいけないということで、人材育成の強化というものが必要になるだろうということ。

それから、それをどういう形で統合していくかということですけども、ネットワークというものを活用していく必要があるだろうと。なので、国の情報センターというものをつくり、そこを中心に全国にそのサテライトをつくるような格好で、ネットワークでそういったものを生かしていくという工夫を育てていきたいと。

現在、国立近現代建築資料館というものが湯島にあります。これは文化庁の所管ですけども、これは設立当時に国立建築博物館というものに展開することを目指してつくられた

ものでした。ぜひこれを、今10年たってなかなか進展しないんですが、進めていただきたいというのが提案であります。

世界的な関心の高さというのは、日本においては、特に1960年代に生まれたメタボリズムという建築的思想が世界的にも大変注目されているということで、海外の関心を高く集めておりますし、1980年代のバブルの時代ですけれども、欧米であまり建築需要が高まらなかった時代に日本ではかなり建築ブームになったということもありまして、このときに若手建築家はかなり前衛的な建築作品を造ったと。それが海外の関心を非常に呼んで、日本はいろいろなものが自由に造れるということで、非常に海外の建築家が日本に関心を示しました。また、そのときには外国人の建築家にも設計を依頼するということがあり、日本が一つの現代建築のすごく注目された地域になったというのが80年代でありました。

ところが、そういうストックがありながら、どんどんそれが壊されていくということが海外から驚きをもって受け止められておりまして、これについて文化庁も今対策を取っているということがあります。

日本の現代建築の特徴としては、特に全国にそれが広がっていると。特に市区町村レベルでかなり多様なものが全国に広がっている。これは戦後の地方自治の時代に建築家がチャレンジしたということ、それから地方自治体がその新しいシンボルとして建築家を招いてそういったものをたくさん造ったというものがありまして、前川、それから丹下、菊竹といった著名な建築家の作品が、例えば都城市ですとか倉吉ですとか、そういった地方にたくさん建てられました。

それらが今、人口減少ですとか市町村合併といったことによって空き家建築になっているものがたくさん生じていると。これらをぜひ生かしたいということで、様々な建築学会としては活動行っております。こういった作品がよく知られておりまして、一見ただけでもかなり特徴的であるということが分かるかと思えます。

現在の取組としては、文化庁のほうで戦後の建築をリストアップする委託事業を行っております。これが近現代建造物緊急重点調査ということで、各県ごとに調査チームをつかって、その調査チームのメンバーというのはヘリテージマネージャーという各県の建築士の人たちです。歴史的な建築の授業を一定時間受けながら、こういった地元の町医者のような形で各県の優れた建築を掘り起こしていくということをやっておりますが、こういう事業を続けております。ただ、予算規模は大変小さいために年1県ぐらいしか進んでおらず、そうしますと終わるまでに50年かかってしまうということで、もうちょっと何かいい方策

はないかということが今の悩みの種でございます。

それから、自治体レベルでもいろいろな工夫が始まっておりまして、例えば前川國男という建築家の作品を公共建築として生かそうという自治体が九つ今手を組みまして、それらをツーリズムで結ぼうということでツーリズムネットワークというものを始めております。こういったものは、まだ試み、いろいろなことを抱えながらのチャレンジなんですけれども、こういった試みをサポートするような体制をぜひつくりたいと。

それ以外にも、湯島に国立近現代建築資料館で建築アーカイブズをつくるとか、それから、文化財保護法は地域の実質をサポートする体制になっているとか、建築学会でもSDGsの取組でストックを活用することを推奨しているとか、そういった全体的なこれを支える動きが出てきております。

我々としては、いろいろなものが足りないんですけれども、まずは人材育成を中長期的にはしていかなければいけないだろうと。これは単に技術者、修理する人を育てるというだけではなくて、建築を扱う行政官、地域の文化財担当者、そういった人たちも建築の人がほとんど今いない状況ですので、建築の知識を持った方たちをぜひ積極的に配置していただきたいと。

それから、もっと重要なのは、その地域の直した建物を活用する市民というものを育てていく、そういった仕組みをつくりたいと。そのためには国立近現代建築資料館をぜひ国立建築博物館というものに展開し、そこを一つのセンターとしてこういった活動をサポートしていくということが望ましいということをして2016年の建築学会の大会で宣言したということがありました。

という形で、御説明になります。どうもありがとうございました。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様より御質問等お願いいたします。生駒委員、どうぞ。

【生駒委員】 御説明ありがとうございました。

近現代建築ですね、日本の。私も本当に宝だと思っておりまして、以前、三重県の伊賀市で、坂倉準三さん、ル・コルビュジエの右腕でいらした方の建築、旧市庁舎で取壊しかどうかという運動にちょっと立ち会ったことがあったんですけれども、日本全国にそういったものが残されているけれども保存がなかなか利いてないというところで、建築は世界中から今注目されている日本の大切な文化資源だと思いますので、今御説明くださったようなアーカイブをつくるであるとか美術館のような拠点をつくるというのは私も大変興味を持

っておりますので。

という、ちょっと質問というよりは意見でございました。御説明ありがとうございました。

【山崎委員長】 応援ありがとうございます。

【河島部会長】 ほかの方いかがでしょうか。西濱さん、どうぞ。

【西濱委員】 すみません、御説明ありがとうございました。

何かちょっと驚く結果だったんですけれども、僕も大阪時代に毎日新聞社というのの堂島にあったすばらしい建築物があつという間に取り壊されたりしました。驚きをもって見ているんですが、ただ、この近代建築だけではないのかなと思うんですよ。

というのは、山形で、135年、国の有形登録文化財の丸八やたら漬という非常にすばらしい日本建築も、今タワーマンションに変わりました。それは行政が支援しようということで乗り出したんだけど、その建物の所有者がもう売却するということを決断してなつたと。

そういった、例えば行政の思いと所有者側の事情によって失われていくものというの多いのではないかなと思うんです。そういった状況というのはどうなんでしょうか。

【山崎委員長】 所有者というのは一番決定権があるわけですがけれども、その考えを考え直してもらおうような方向にどうやって持っていくかということだと思っんですね。それが評価をするということで、そういう話に来る前にかなりちゃんとした評価というものがあって、そういう目で市民がモニタリングしていれば、そういった考え方も少し変わるのではないかと。

なので、今、我々が一番重要なのは、市民ですね。その建物は価値があるんだよということとを専門家が言って初めて分かるのではなくて、地域の建築家たちがそういうものを大事にしようということを目頃から機運を盛り上げるような、そういうところをまずは広めていこうと。これは東日本以降、ヘリテージマネージャーという地域の建築家が急速に今増えてネットワークを整えているところですので、それをサポート——それも結局まだまだサポートが足りない状況ですので、そういう市民意識が一番重要なのかなという気がします。

【西濱委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

鈴鹿委員、どうぞ。

【鈴鹿委員】 すみません、今の西濱委員の意見にちょっと近い意見なんですけれども、そういうときに恐らく、周りの意識もだと思っんですが、金銭面でも結構これを相続すると

かなると負担があるのかなと思うんですけど、例えばこういった歴史的な価値がある近代建築を相続しますといったときに、何か相続税とか税制の優遇ですとか、そういう補助というのは特にはないのでしょうか。それとも、何かに選定されたら例えば補助が出るよというようなことはあるのでしょうか。

【山崎委員長】 現在ですと、重要文化財に指定されるとそういったことがかなり緩和されるわけなんですけれども、そうするとその分国庫補助がかなり負担になってきて、文化庁の予算ではちょっと賄い切れないというところがあるわけですね。

ですので、これぐらいの、民家とかそういう手であればまだいいんですけれども、こういう公共建築の大規模なものになってくると、例えば羽島の市庁舎というのは、この間専門家に見てもらったら耐震補強だけで30億円かかると。これを羽島市、市長に言ってもなかなか難しいので、そうするとこれを市の都市計画の中に組み込んで、また別の、都市計画的なレベルでの国庫補助みたいなものがつくような仕組みをつくと。

ですから、文化財になるには50年以上必要ですとか、あるいは重要文化財であればもっと時間が必要なわけなんですけれども、それまで待つてられないというのが正直なところでして、そのために文化財とはちょっと違う枠組みで、これらの建物を大事にするんだという評価方法をぜひ違う枠組みで考えて、その中に文化財的な知見を入れていくというようなことができれば一番いいんだろうとは思っております。

海外ではそういう枠組みというのが多分あるんだと思うんですね。日本は文化財の、国宝、重要文化財の枠組みの中でこれを今抱え込んでいるという状況なのが問題と考えています。

【鈴鹿委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。京都の、文化庁京都に移るわけで京町家というのも同じような問題を抱えているところでして、今日は衣食住のうちの住が文化に入っていないという御指摘自体も大変貴重なものだったと思います。ありがとうございます。

【山崎委員長】 ありがとうございます。

【河島部会長】 それでは、次の、独立行政法人日本貿易振興機構、仲條様よりお願いしたいと思います。

私の進行のミスで、本来はもう一つ前だったんですけど、申し訳ありません、大変お待たせいたしました。また次の会議があるところを大変失礼いたしました。

【仲條理事】 いえ、よろしく申し上げます。仲條でございます。

資料を共有させていただいておりますが、ここにあるようなところで、私どもが文化財と

どうか文化をビジネスとして海外に展開をすると、このような事業を行ってきているところがございます。

ざっと説明しますと、要は商流をつくるためのビジネスの機会提供であったり、それから、その相談であったりというようなものが、この幾つか書いてあるものの底流というか、これを一くりにするとそういうことになるわけでございますけれども、一つ目はオンライン商談会の実施でございます。実際に海外あるいは国内での商談会を開催して、人がリアルで行き来する、これはコロナの時代ではなかなか難しい状況もございまして、この感染症が始まってから私どももこういった商談会の主流を今オンラインに置いているところがございます。映像分野のTIFFCOMであるとか、TIMMであるとか、AnimeJapan、こういったところに海外のバイヤーを連れてきて、国内の事業者様との商談会を開催する。

二つ目は、②と書いてあるところですが、JAPAN STREETという、これは大きなカタログだと思っていただければと思います。海外のバイヤーがいつでも見られるようなカタログを準備しておりまして、国内の事業者様がここに、スペックも含めて、あるいは動画みたいなものも含めて載せ込むことによって、いつでもこのカタログを見ていただいて関心があればすぐに商談をやっていくというような、これは常設のオンラインのカタログを今準備というか、もう既に稼働しているところがございます。

三つ目は、これは実際に民放連さんであるとかユニジャパンさんが海外の展示会、商談会に出展するのに合わせて、現地バイヤーを日本のパビリオン、そういった出展する企業様のところにお連れしてマッチングをするというのが三つ目。

四つ目は、これは新しい取組なんですけれども、クラファンのポータルサイト、これは米国のポータルサイトなんですけれども、ここと契約をいたしまして、日本のアニメをはじめとするコンテンツ業者さんがここで資金調達ができるようなプラットフォームを用意をするということがございます。

五つ目は、少し毛色が変わったというか、いわゆる伝統工芸品の世界、伝産品の世界で、いわゆる匠という人たちを私どものほうで毎年150社前後を選定いたしまして、集中的にそのメンタリングをし、バイヤーとの商談会をセットし、情報発信をすることで、こういった伝産品を海外に集中的に出していくということがございます。

最後に、様々な調査レポート、セミナー。それから、ここで発信するほか、別の部隊で知的財産を保護するための部隊もおりますので、意匠権であるとか、そういったものについても維持ができるようなことを行っているところであります。

課題のほうでございますけれども、これはもう今まで申し上げたことと重複をいたしますが、私どもの取組でできるだけその場をつくるというところをやってきております。

要はプラットフォームがないと、なかなかそういった海外の取り扱っている方にたどり着かないとか、話があったとしても、その人が本当にリライブルなパートナーになるのかどうかがよく分からない、こういったことになるわけでございます。特に不慣れな方なんかはそういうことになるわけでありますので、したがって、いかにリライブルなパートナーをお連れするようなプラットフォームをつくっていくかという意味で、この商流をしっかりとくっていくということでありまして、オンラインによる、例えば配信業者さんで、しかも信頼できる場所をしっかりと選定をして、こういった商流のボトルネックがないようにするということが一つあるかと思えます。もちろんそれはデジタルを使ったほうが今はいいだろうということでもあります。

それから三つ目が、地方にもこういった事業者さんやクリエイターさんがたくさんいらっしゃいますので、こういったところをいかに発掘していくかというのは、これは我々の課題でもありますし、この東京も含めてなんですけれども、様々な、やりたいけどやれないという方もいらっしゃいますし、やるつもりはないけれども海外の方から見ると非常に、才能のあるアーティストであったりとか、欲しいものというのあるわけですね。欲しいんだけど本人ができないということはたくさんあって、こういったものをしっかりと掘り起こして裾野を広げていくということが大事ではないかというふうに考える次第でございます。

私自身も、父がアーティストで昨年亡くなったんですけれども、私、長男なものですから、幾つか海外からそういう声がかかるんですね。ところが、私こういう今こういった振興の仕事をしていながらにしても、その方がしっかりした方なのかとか、知財守るための方策でいくと結構コストがかかるとか、結構手がかかるということでなかなか踏み出せないようなところもありまして、しっかりとしたプラットフォームがあれば、要はニーズ・オブ・ドゥー・ビジネスですね、そういったことが可能になると、いろいろなものが発掘をされ、かつ海外からの引き合いにも対応できてくるということではないかと思えます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。本当にお待たせして失礼いたしました。

【仲條理事】 とんでもございません。

【河島部会長】 では、委員のほうから何か質問等ありましたらどうぞ。いかがでしょうか。湯浅委員、どうぞ。

【湯浅委員】 御説明ありがとうございます。

既にジェトロさんのほうで日本のコンテンツ含めて文化芸術を海外に展開する支援をされていらして、経産省や外務省とも連携をされていると思いますけれども、こと文化庁に期待する点というのはどういうことがあるかということをお知らせいただけますか。

【仲條理事】 そうですね、まずその機運をつくるというのは一つ非常に重要なことだと思っています。

機運というのは二つあって、日本の業者さんあるいは日本のアーティストの皆さん、こういった方々において、もっと目を世界に向けていこうという啓発であるとか、あるいは先行事例を教えてあげるとか、こういったことが非常に一つのモチベーションにつながる。要は、日本の国内だけだとうまくいかないけれども海外では評価してくれる人がいるんだろうとか、そういったところで飛び出すような、そういったチャレンジを促すような機運をつくるのが一つであります。

二つ目は、日本の評判を上げるということかなと思ってまして、もとより日本は文化先進国としては当然世界の中でも相当な地位を占めていると思いますけれども、「日本にこんなものがあるんだ」とか「これがいいぞ」とか、例えばこういったことを海外の有力な方の口を通じて話してもらおうとか、そういうことで、空気をつくるというのは正しい言葉か分かりませんが、そうした日本の国内の機運をつくりつつ海外においてそうやって空気をつくっていくというのは非常に重要なことだと考えます。

【河島部会長】 貴重な御意見ありがとうございます。

それでは西濱委員，どうぞ。

【西濱委員】 ありがとうございます。

今このJAPAN STREETのホームページも、今ちょっと拝見したんですけれども大体3,000ぐらい載っていると。ここの商談の成果、それから、舞台芸術を担っているものというのは営利的なエンターテイナーもあれば非営利の団体なんかもあります。そういった非営利団体なんかも、このJAPAN STREETを活用してらっしゃるんでしょうか。その成果とそういった部分をお話いただければうれしいなと思いました。

【仲條理事】 ありがとうございます。

これについては、担当の部長のユキタから回答申し上げます。ユキタさん，お願いいたします。

【ユキタ部長】 デジタルマーケティング部長のユキタと申します。御質問ありがとうございます。

ざいます。

JAPAN STREETなんですけれども、実は2021年の4月に始めて、まだ1年余りで成果はこれからということで、特にコンテンツの分野についてはつい最近登録が始まったばかりです。で、しっかりこれサポートしていきたいと思っています。

JAPAN STREETの大きな特徴は、展示会や商談会のようなスポットで、例えば3日とか5日とか、単発で海外のバイヤーと出会うということではなくて、プラスアルファ、常時海外のバイヤー、関係者に常にそのコンテンツ、内容を御覧いただけるということが最も大きなメリットですので、長い時間かけて成果に結びつくような取組をしていきたいと思っています。

非営利という話なんですけれども、日本側で、例えばコンテンツの商談であるとか、あるいは海外のバイヤーとの関係者との、商談の著作権というかその権利がある方であれば御登録いただくことができます。つまり、海外のバイヤーから引き合いがあったときに直接商談いただくこととなりますので、という形の運営をしております。

【西濱委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。

ほかにどなたかもしらっしゃいましたら。よろしいでしょうか。

では、次の団体に移りたいと思います。ジェットロのお二人、どうもありがとうございました。

【仲條理事】 ありがとうございます。

【ユキタ部長】 ありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

では次に、美術による学び研究会、上野様より御発表お願いしたいと思います。上野様、いらっしゃいますでしょうか。もしかしてミュートになっているかなと思うんですが。

【上野代表】 すみません、共有がうまくいかないんですが。画面共有できていますか。

【河島部会長】 いえ、できていません。

【上野代表】 できていませんね。

【河島部会長】 はい。

【事務局】 よろしければ事務局のほうで投映いたします。

【上野代表】 すみません、よろしくお願ひします。

【河島部会長】 今映っているのが一つあるんですけど、これ、どちらですかね。

【上野代表】 今できました？

【河島部会長】 はい、今、画面共有になりました。

【上野代表】 すみません。文化芸術振興云々のページですね？

【河島部会長】 はい。

【上野代表】 では、申し訳ありません。じゃあ早速始めたいと思います。美術による学び研究会の代表の上野でございます。よろしくお願いいたします。

そこにありますように、文化芸術の振興は、それを推進する国や自治体、関係団体や個々の作家の視点で計画され行われますが、それを支えるのは市民の活動であって、市民の参加、そして支援がなければ成り立ちません。そのためには、学校教育の段階から人生における芸術の意義や芸術が社会に与える影響について学び、経験し、理解することが必要です。

ところが、美術教育の現状には様々な課題がございます。ここにありますように、この4点について御説明し、美術による学び研究会の取組と、中長期的な国への期待を述べたいと思います。

これは民間の教育研究機関が昨年と一昨年に行った調査ですが、これによれば、小学校で好きな教科で図画工作は3位です。それが中学校になると急に8位になります。この推移の増減率を計算してみますと、図画工作と美術の下落率は70%で、全教科中最大になります。

この調査結果にあるように、半分ぐらいいたとでも好きな子供が、学年を追ってどんどん減っていきます。その原因を軽々に述べることはできませんが、「授業のほとんどが制作、表現であって、絵がうまく描けない子が嫌いになる」という指摘もあります。

この下の調査結果が示すように、嫌いな理由として「アイデアが浮かばない」「思ったように作れない」と回答した子供は過半数に上ります。小学生のときはあまり意識してなくても、思春期を迎える頃には、うまく描けない、思うように作れないということを周りと比較して自覚し、嫌いになるという美術離れが起こるといことが考えられます。

もう一方、指導法の課題として、作品主義や画一的な指導があります。

これは数値化できませんが、例えば小学校や中学校の作品展に参りますと、同じ学級や同じ学年の生徒の絵がどれもよく似ていると、そういうことに気がつくことが多々あります。これは教師がお手本となる絵を示したり描く手順を教えたりする、そういう指導によるものと考えられます。創造的な表現とは程遠いものですが、指導の方法としては、特に美術の知識や技能がなくてもできるので、結構各地で見られます。

その原因として、表現の指導を十分理解していない教員あるいは初任者、そもそも美術教育を学んでこなかった免許外教科担任の存在がその背後にあると考えられます。免許外教

科担任というのは、聞き慣れない言葉だと思いますけれども、美術の免許がないのに美術を教える教員のことです。去年、2021年ですが、高知県で中学校で美術の免許を持たない教員の指導が常態化していると、その解消を求める意見書が議会から提出されたことが大きなニュースになりましたけれども、同じような事態は全国各地であります。

三つ目の課題ですが、映像メディア表現の学習指導要領への組み込みが遅れていることですね。

例えば、アメリカではメディアアートが義務教育段階からナショナルスタンダードに位置づけられていますけれども、日本では高校からなんですね。ですから、例えば自画像ですとか人物を描くといったような指導は小学校でも中学校でも行われていますけれども、その際に、それを写真や映像で表すことはできません。絵の具とか粘土、木とか紙とか、そういった伝統的な表現方法に偏らずに、映像や写真、アニメーション、CGなど現代的な方法の積極的な導入が望まれるところです。

この映像メディア表現、先ほど「高校にはある」と申しあげましたけれども、これは高校の美術の先生が指導に悩む領域でもあります。その原因は、教員養成上の問題でもあります。ちょっと小さくて見にくいですが、実は免許法では映像メディア表現は必修科目ではないんです。免許法では映像メディア表現は絵画とデザインに含まれているからですね。絵画やデザインの授業の一部として学ぶだけであって、その内容や時間数は担当教員に任せられる。教員養成上映像メディア表現を独立して位置づけるなどして、しっかりと知識と技能を身につけさせるようなそういう制度設計が望まれます。

四つ目の課題は、鑑賞教育です。

学習指導要領では「鑑賞を重視すること」と書かれていますが、その背後には鑑賞の授業が十分行われていないという実態があります。特に現代の作品に、現代アートですね、触れる機会が少ない。

しかし一番大きな問題は、学習指導要領において鑑賞は表現と関連で位置づけられていることです。大多数の子供は大人になったときに美術を受容する側になるわけで、文化芸術の受容と支援に関わる市民の育成という視点から、表現と関連づけられた鑑賞の位置づけ、これを見直して、生涯にわたる鑑賞活動の基礎を築くために、鑑賞を独立した活動として明確に示すことが必要だと思います。

【河島部会長】 恐れ入ります、あと1分ぐらいで終わらせていただけますか。

【上野代表】 はい、すみません。

これらの課題に対する、私たち美術による学び研究会の活動を紹介しています。

まず指導法の課題に関しては、優れた実践を毎週メールマガジンで紹介、啓発しております。

それから、義務教育での映像メディア表現の導入に関しては、先進的な授業開発と実践を行っております。これは小学校2年生の実践です。

それから、鑑賞オンライン講座の開設を行いまして、独立した鑑賞の推進を行っております。

最後まとめたものがここにあります。まとめ3点ございまして、映像メディア表現を先ほどから申し上げたように義務教育段階から組み込むことの必要性、二つ目は鑑賞領域の独立性を明確にするということ、そして3点目は免許外担当教員の早期の解消でございます。

以上です。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。個人的にも大変共感することが多い御発表の内容だったと思います。

委員の方々、いかがでしょうか。

【榊井委員】 映画のプロデューサーをやっております榊井と申します。

私も今、東京藝大で映画を教えているものですから、今日の発表は大変勉強になりましたし、なるほどなところがたくさんありまして、いろいろ参考にさせていただきたいなと思っております。

藝大では映画とメディア映像を分けているんですけども、映画は映画のことしかやらない、メディアはメディアしかやらないということで、完全に学校の領域が分かれていますね。これに関しては非常に私も疑問を持っておりますが、逆に言うと、想像力とか獨創性というものがなかなか育たないという感じがしております。マニュアルがある世代の若い人たちなので。

そういう意味で、正直言うと僕は、映像に関しては多分ほっておいても、若い人たちは勝手にユーチューブ世代ですからどんどんどんどん物を創っている時代です。逆に言うと基礎的な美術であるとか、今御説明あったようなことを、ここをちゃんと楽しく創造的にやっていくことのほうが大切で、映像メディアをどんどんどんどん下に下げれば下げるほど、何か、どうなんだろうなというのが非常に、今の発表とはちょっと対立してしまうかもしれませんが、非常に映像メディアを今の時代に沿って下の年齢に下げていくということは、少なくとも教育する場であんまり下げないほうがいいんじゃないかなというのは個人的に思

っておりまして、でもいろいろ参考になる、いろいろ刺激のある発表でした。ありがとうございました。

【河島部会長】 いかがですか、もし何か反論があれば。

【上野代表】 はい、分かりました。

御意見もよく分かりますけれども、今の子供たちというのは生まれたときから既にスマホのある時代の子供たちなんですよ。だから、おっしゃるように、言われなくとも写真撮ったり映像撮ったりしているわけなんですよ。そういう非常に身近なメディアであるんだけれども、これが学習指導要領に入っていないということで、使えないわけなんですよ、その子供たちが使いたくても。これは少々まずいのではないかなと思う次第なんですよ。

そういう意味で、義務教育の段階からそういうものに触れさせていくことも必要ではないか。排除するのではなくて、一つの領域として入れておいたほうがいいのではないかなと思った次第です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方、何か御意見ありますでしょうか。

お話しされたことなど私などは音楽にも共通しているんじゃないかなと思うんですけど、特に美術に嫌いになるということが甚だしいという、そんなお話でございましたよね。

【上野代表】 音楽は、先ほど御覧になったように、あまり変わってないんですね。これはちょっとよく分かりませんが、美術のほうは70%ほど下がってしまうんですけど、音楽はあまり変わらないんですね。

【河島部会長】 そうですか。はい、分かりました。

ほかの委員の方、特にないでしょうか。

鑑賞教育というお話では、今日は学校教育におけるというお話だったと思うんですけど、美術館ですとか大人に対する鑑賞教育というのも今後非常に重要な部分になってくるかなと思っていましたので、今日のお話大変興味深く伺いました。

それでは、特に質問も出ていないようですので、次に移りたいと思います。どうもありがとうございました。

【上野代表】 ありがとうございました。

【河島部会長】 それでは、最後に文化芸術推進フォーラムの大和様と池谷様より御発表をお願いすることになっております。委員の数がだんだん少なくなってきて、皆さん次の用事があるということで退出されていますが、その分十分、何とか時間的にも取り戻しました

ので、御質問等いただけるかなと思っております。

まず、舞台芸術関係について大和様からの発表、そして、続きまして美術関係について池谷様より御説明をいただき、合わせてちょっと時間的にきついんですけども14分ぐらいでお願いできたらと思います。では、どうぞ。

【大和参与】 今御紹介いただきました、芸団協の大和と申します。文化芸術推進フォーラムという実演芸術、美術、映画団体25団体が集まって活動している団体で、今日は実演芸術と美術という分野から、それぞれ別に意見書を出していますけれども、新たにシートをつくりましたので、それに沿って御紹介したいと思います。では、よろしくお願ひします。

次、していただけますか、画像変更。実演芸術にとって、もう皆さん御承知のことと思ひますけれども、コロナによる影響というのがここ2年、3年ずっと続いているという状況があつて、かなり厳しい状況にあつてきたと。その中で様々な問題が、従来からあつた問題が顕在化してきたということが言えるかと思ひます。

政策上、文化芸術の担い手の団体や個人に対する、支援というものが非常に薄かつたという問題があつたんだろうと思ひます。一つは、実演芸術というのは特に個人だけではなく集団的に行うものですので、芸術団体の役割もかなり大きいということがございます。

まず一つは、実演家、スタッフという個人というレベルで言うと、コロナ禍、ほとんどの方はある6か月間の収入を失うというような状況に見舞われたということで、従来から、個々の仕事ごとの契約ですので仕事が切れてしまうという問題があつて、十分な社会保障を受けられないというような、雇用関係にないのでそういう環境にあつたということで、この5年間の基本計画の中で芸術家に対する社会保障ということをぜひ実現していただきたいというのがまず第1点ですね。

2番目が芸術団体。この芸術団体というのは主に創造活動を担っている劇団とかオーケストラとか舞踊団とか、そういう集団的などころを指していますけれども、コロナ禍で多額の補正予算の手当てがついたということがあるんですけども、補助金の考え方が、公演を実施してその直接費を積算して支援するという構造だったもので、これだと厳しい中でしなければいけないという問題と、公演しても人が入らないという問題があつて、固定費が非常に厳しい状況にあるという問題があつたということ。

それともう一つ、このシステムゆえに、申請、審査、交付に膨大な手続、芸術団体の手間もありますけれども、行政にもかなり大きな負担がかかってきたということがございます。

そしてもう一つは、文化政策上の問題として、個々の公演単位で評価して支援する、こう

いうシステムで文化政策上の評価をどうするんだろうかというようなことの疑問点、これは長年ずっとあることですのでけれども、そういう問題があったと。

ということを考えて、芸術団体は年間様々な活動をしておりますので、組織の目的、規模や法人格、分野に応じた支援策を構築するというので、1公演単位の補助金政策から脱却をして、団体を育成するシステムに転換しなければいけないのではないかと一つあります。

じゃあ、次お願いします。それともう一つ、コロナの中で公益法人制度というもの。

文化庁の支援等もらっている芸術団体は、かなり公益法人ないし非営利法人で活動しております。それが、公益法人の財務基準が非常に硬直的で、内部留保ができないと。そして、借りたところで、どうしようもなく借りたお金が公益法人の枠内では返せないというような問題があると。こういうことを考えると、公益法人制度を改革して、寄附金優遇税制もついていますので、なおかつ明確な会計基準がありますので、ここを使った助成制度の簡素化ということに大胆に踏み込んでいただきたいということがあります。

そしてもう1点、統括団体。

芸術の支援というのは、個々の団体を中心とする支援を中心で来ています。個々の創造団体ですね。今回、個人がかなりの影響を受けたということで、文化芸術活動継続支援事業で個人に行われたということがありまして、これの中で専門性をどう認定するのかというのでかなり混乱が起こったと。統括団体の役割というものを、個人に対しての分もあるし。

あともう一つ、アートキャラバンという事業があって、それについては、個々の点だけへの支援から連携によって点と点をつなぎ、地域社会の中でそのつながることによって課題の発見、共有が図られて、地域の鑑賞機会拡大にも寄与したということと、地域と全国のネットワーク形成にも寄与してきたということで、個々の支援ということと統括団体が果たす役割を認めて、その双方向での支援というものが必要なのではないかと考えています。

じゃあ、次お願いします。そして、今後、人材育成ということで重要になってくると思いますけれども、第1期基本計画で「文化芸術の創造・発展・継承と教育」というテーマが掲げられておりまして、ここは非常に重要なテーマでありまして、2点あると思いますね。芸術教育で子供たちの想像力と創造性を育成していくということと、それと生涯を通じて文化芸術に触れられるような環境整備ということと、それと並行してニセンで専門家教育という問題があって、職能から、あとセカンドキャリアも含めてのことを実演芸術の場合は考えていく必要があるのではないかと。その芸術家が養った技術が周辺で生かされるという

ことがありますので、そういうような問題と。

子どもが言っているのは、学校で最低年1回は鑑賞機会をとというようなこと、地域にそういう受皿をつくるということ、音楽、美術に偏った芸術教育の視野を拡大をすること、そして、地域の学校教育と地域、劇場、芸術団体の連携というようなこと、施策の構造化というものがそろそろ必要なのではないかと。そして次に、専門家の就業機会というものが重要になってくるだろうと。そして、先ほど連携の話も申しましたけれども、全国展開について統括団体等の教育との意見交換の場というものをつくっていく必要があるのではないかと。

次お願いします。次に、経済との好循環。

文化庁が示した意見について沿ってつくっておりますけれども、一つ言えることが、先ほどの支援の問題と関わるんですが、公共の公立のほかに、日本の実演芸術はかなり民に依存しているところがあります。その中でも非営利、公益的な活動している文化芸術産業と営利的な文化産業があって、基本的には短期的な投資リターンみたいなことでこういうことをはかることはなかなか難しい世界ですので、芸術家や芸術団体が活動することによって多様な作品が生み出されるし人材も育つということと、この二つのセクターは完全に分断されてはなくて水面下ではつながっているという構造になっていますので、ここら辺を分けて政策の組替えを行う必要があるんじゃないかと。

あと、観光ということで先ほどのいろいろありますけれども、環境の整備ということではぜひどんどん文化関係をやっていただきたいと。海外から来る人のライブ鑑賞率は、たしかオリンピック前だと4.5%ぐらいでしたけど、「次に来たときは見たい」というのは10%ぐらいいますので、この辺は環境が整備されれば大分変わってくるだろうと。

そして、デジタルネットワーク時代にふさわしい文化芸術創造サイクルの確立ということで、デジタルネットワークがどんどん進んで著作物の利用が広がっているということは確かなんですが、芸術活用よりも適切な利益配分が必ずしも日本の場合十分ではないということと、新しいバリューギャップの問題とか、映画、映像における監督や実演家の権利の問題とか、あと、ヨーロッパでももう今議論になっています、EPA協定で議論になっていまして、演奏権が日本では認められなくてEUで認められているので課題になっているというような問題もございます。

じゃあ次お願いします。

【河島部会長】 大和さん、すみません。本当はもう時間大分、大和さんの分の持ち時間大分過ぎてしまっているんですよ。

【大和参与】 はい、じゃあもう飛ばします。

【河島部会長】 質疑応答と合わせて結構後半たっぷり時間ありますので、たくさんおっしゃりたいことあるんですけど適当に、もうそろそろ詰めに入ってください。

【大和参与】 はい、じゃあします。

あとは、多様なグローバル化展開については、クールジャパンは少し偏っていると今まで見ていて、もっと総合的に外交と交流と発信と観光を有機的に結ばれるような総合的な政策をきちっと文化庁は立てる必要があるのではないかとということ、基本計画期間では国立劇場の再整備と。ここは重要な要になるでしょうということで、次ですね。

次、お願いします。文化芸術行政のサイクルということで、文化庁の組織体制ということで言いますと、第1期計画で組織が見直されたんですけども、少しまだバランスを欠いているんじゃないかと、この見直しが必要と。調査研究は飛ばしますが、芸術文化振興会の機能強化と、それとやはり文化芸術省を、これだけ広がった施策では見直す必要があるんじゃないかということでございます。

そしてデジタル化。先ほど言いましたように、デジタルの場合のコンテンツとライブの関係というものはきちっと分けて考えていく必要があるんじゃないかと。今ライブを何とかするために配信とかいう議論がかなり進んできましたけれども、そうではないんだろうなと、違う価値を生み出すものなので、違った施策をそろそろやる必要があるだろうと。

そして、第1期であったプラットフォームの形成というものをぜひやっていただきたいということです。

簡単ですが以上で、私のほうは終わります。

【河島部会長】 ありがとうございます。

では引き続き、美術関係につき池谷様、お願いいたします。

【池谷事務局長】 聞こえるでしょうか、日本美術家連盟の池谷です。よろしくお願いたします。

私どもは中長期的な文化芸術振興のために、芸術を支える仕組みの構築というのが何より大切だと考えております。このたびの基本計画の検討に当たって、六つほど御検討お願いしたいことがあります。

一つ目は、パーセント・フォー・アーツ制度です。

御存じのように公共建築物の建設費の一部を美術品の設置等芸術活動に充てるという制度であり、欧米では古くから導入されております。美術家に制作の機会を提供するとともに、

建築に関係するたくさんのステークホルダーが美術品設置のプロセスに参加することで、コミュニティの文化形成にも寄与すると聞いています。制作だけではなく芸術に親しむ機会を生み出す循環的な仕組みとして、導入の検討をお願いしたいと思います。

二つ目は、都市開発やビル建設等の際に芸術振興へのインセンティブを与える仕組みづくりです。

不動産開発に際して、パブリックアートの設置や芸術活動への寄与に応じ容積率の緩和や税制の優遇等の措置を付与するという施策、あるいは地方自治体にこれを促すような仕組みを御検討いただければと思っております。

次お願いします。三つ目は、芸術家のための社会保障の整備です。

コロナ禍では多くの美術家が作品展示や販売に大きな影響を受けました。継続支援事業等の経験を踏まえ、分野の特性に応じた支援の仕組みの整備が望まれます。他方、長期的に美術家を支え文化芸術活動を守るためには、芸術家のセーフティーネットの構築が望まれます。共済制度ほか、仕組みの検討をお願いします。現在私どもでは、その一つとして労災保険の特別加入の対象に美術家を加えることを要望しております。

四つ目として、文化芸術団体の支援をお願いしたい。

全国にはアートセンターやアーティスト・イン・レジデンス等、芸術家の支援組織や芸術家の職能団体が大小にかかわらず存在しています。しかし、彼らは限られた人員と財源の中で活動しています。芸術振興のためには作家とともにこういった芸術団体の活動を支えることが重要と思います。寄附税制等の優遇措置、こういったもので活動の支援をぜひお願いしたいと思います。

次お願いします。五つ目、日本美術の海外展開に向けたサポートです。

文化庁には在外研修員制度という非常によくできた仕組みがあります。在留期間は複数の選択ができ、採択人数、給付金ともかなりの規模です。これまでたくさんの美術家がこの制度のお世話になって海外研修をしまいいりました。ところが現在、コロナの影響か、美術領域の採択数がかなり減少しております。ウイズコロナの意識が高まるとともに海外渡航を目指す若手美術家も増えてくると考えられますので、従前の採択数に戻す形で同制度を継続いただきたい。

また、海外への展開を考える個別の美術家やギャラリーというのは潜在的にかなりの数あると思われます。そういった彼らに情報提供をし、また、海外における問題の解決をサポートする仕組みの整備をお願いしたいと思います。

次をお願いします。最後に、税制の改正に関する取組のお願いです。

作品の個人コレクションを促し、これを市民の財産として保全していくために、寄附税制の優遇について御検討いただきたいと思います。具体的には、譲渡所得の非課税措置に加え、寄贈作品の取得価格ではなくて市場価格での控除、それから控除は課税所得ではなく税額からの控除、また、控除の繰延べを可能とする、これらを希望いたします。この御検討をぜひお願いしたいと思います。

また、作家が亡くなった際の相続を、価値の高い作品を公共の財産とする機会とするために、市立美術館等への寄贈についても国等への寄贈に準じる形で譲渡所得等の非課税の相続を簡素化していただきたいと思います。この御検討をぜひお願いできればと思っています。

私どもからは以上になります。フォーラムさんのほうでお願いします。

【河島部会長】 どうも、大変簡潔にまとめていただきましてありがとうございます。

では、残り時間まだ結構ありますので、委員の皆様から、どちらへの御質問でも結構ですので受け付けたいと思います。いかがでしょうか。では西濱さん。

【西濱委員】 御説明ありがとうございました。

まず、大和さんのところなんですけれども、団体を育成するシステムですね。今、文化庁の活性化事業等の支援事業があるかと思いますが、3年ごとの切替えて、芸術団体としての要望としてその辺とか、要はほとんどの団体は単年度でそこを考えなければいけない部分、そこに関しての御意見とか御要望を現場の立場としていただければと。

あと、お二人の、美術家連盟のところにも共通なんですけれども、オーケストラとか一部の団体というのは雇用関係にあります。単発契約の場合、例えばアーティストというのが何を主たる収入にしているかによって社会保障というの変わってくると思うんですね。そういったところで、舞台芸術活動とか美術活動が主たる収入であるという方々というのは一体どれぐらいの比率でいらっしゃるのかなというところを思いました。

また、もう1点だけ。アートキャラバンとか、あと学校での鑑賞機会の創造ですね、これらも毎年何か綱渡りのような状況で進んでいると思いますし、アートキャラバンも今後どうなっていくのかという点はあるかと思うんですね。そういった点に関しての御要望をもう少しいただいてもよろしいでしょうか。問題点とか含めて。

【大和参与】 じゃあ、私から先によろしいですかね。

今、3年、単年度という問題がございましたけれども、まず先ほど申し上げたように、ま

ず単年度というよりも単発の公演の支援ということからずっとスタートして、やっと今重点支援で3年みたいなことを認めてきていますけれども、その3年の中でも個々の公演の評価をするというような構造になってきていますので、個々の公演ではなくて団体がその芸術においてどういう活動をやっているかと。公演というのは重要な要素ですけれどもそれだけではなく、そこをきちっと評価して継続して長期的に支援するというのが本筋だろうと私は思っています。

そういう意味でも、団体を評価してそれを育成していくという観点からの支援ということと、従来あった単発の支援というものも存在し得るんだろうと思いますけれども、ある程度の文化、社会においてある一定の役割を果たしているところについては継続支援をしていくという考え方をつくる必要があるだろうということです。

アーティストの場合、実演家の場合非常に多様で、若くして売れた人は別として、かなり、若いうちにわっと参入して35ぐらいでいなくなってしまうと。あと40代以降は大体落ち着いてくるということがあって、40代以降を見ていくとかなり芸術収入の割合は高くなっている、若いときはちょっと少ないという実演芸術の場合はあるかと思いますが、基本的に芸術収入で稼いでいる人たちは芸術家として見たほうがよくて、その収入に見合った保障を考えていくという、芸術収入にですね。芸術収入も公演のギャラだけではなく、指導をしたり、最近著作とかそういうのも、いろいろなことやっている人たちが多いため、芸術に関わる収入を一括的に見て考えていくということが必要なんじゃないかなと考えております。

学校公演のほうも、特に学校公演だけでいいですと、調査でいうと大体70%ぐらいコロナ前は実施されていたと。これも学校の特別授業という形でやってきて、鑑賞指導の重視とは言われているんですけれども、まだまだ位置づけが学校教育として少ないということで、その辺の鑑賞教育も含めて、先ほど出ましたように学習指導要領の中できちっともって位置づけていくというようなことが必要なんじゃないかなと思っています。

以上です。

【池谷事務局長】 私のほうから申し上げてもよろしいですか。

【河島部会長】 はい、どうぞ。

【池谷事務局長】 先ほど人数についての御質問いただいたんですが、明確な数字は私も把握しておりません。ただ、国勢調査で見た数字として3万という数字を一つ見たことがあります。

ただ、私ども現場の実感としては、先ほど大和さんのほうからもお話があったんですが、主たる収入というときに、それを半分以上とみなすのか半分程度とみなすのか。芸術活動、美術活動をしている人には非常に様々な形態があって、教室やっている方もいらっしゃいますし、物販でやっている人もいる、作品の展示販売でやっている人もいる、展示物を作ってフィーという形で収入を得ている者がいる、たくさんの形がありますので、その形に応じて収入の多寡というのは様々であると聞いています。

ですから、先ほど3万という数字を資料で見たことがあるとは申し上げましたが、実感としてははるかにたくさんの方がいらっしゃる、芸術活動しているという印象を持っています。

以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

実感としては、3万人よりもっと多いのではないかということですね？

【池谷事務局長】 はい。それで、確かに主たる収入を美術で賄うということになると例えば七、八割方とか全ての収入ということになるかと思うんですが、私どもが社会保障、セーフティーネットというふうに申し上げたのは、さっき大和さんのほうからも一つ話がありました、そういった多様な芸術活動をしている方たちが実際には美術を支えている、そういった構造があります。その方たちがじゃあ大きな部分を稼いでないからじゃあそれが不必要かという、そういうことはない。だとすれば、その所得に応じた形の保障という考え方で制度というか仕組みをできないか、そんなふうに思っております。

【河島部会長】 よく分かりました。

では石田委員、どうぞ。

【石田委員】 ありがとうございます。私は大和さんにお伺いしたいと思います。

先ほどの御発言の中でも、個人、それから芸術団体、統括団体、それぞれへの支援の在り方に言及されました。芸団協としまして、統括団体としてアートキャラバン事業などにも関わられて様々な発信をされてきていると思います。その中で、各地域での状況について、情報収集を随分行われたと思います。その中で、各地域、それからもちろん国も含めて、中間支援組織、それから、あるいは例えば統括団体とまで言わなくても情報交換、情報共有をするような緩やかなネットワーク、そういった存在というものにかなりお気づきになったのではないかと思うんですね。

そういった中間支援組織と統括団体との関係、その構築についてどうお考えになるか、ま

た、政府等々の運用しているような支援組織、それから民間支援組織ですね、そういったところとの関係性を統括団体が今後どのように構築していくのかということについてお考えをお聞かせいただきたく、お願いします。

【大和参与】 それでは、今のお話、アートキャラバンを一番やってみて、芸団協の場合地域版というのをやらせていただきました。あとほかのオペラとか劇団とかは全国に作品を持っていくというようなことでやってきたんですけれども、私ども地域版でやって一番気がついたことは、本当に、地域に行政系の組織だけじゃ駄目なんです。様々な制約があって、あの臨時のどうしようもない時期に、行政からは「公演をやるな」と言われていて、じゃあどうするんだということで、民間の自由な動きとかそれがつないでいて、行政を動かしていくというような構造になったというのがかなり明らかで、そういうところがかなり動いてくれたということだったんだろうとっておもっています。

そういう意味じゃあ、行政系の組織とか、行政というのは自治体の範囲に限られますので、私たちはどっちかというと広域的に連携をつくって課題を共有しよう。共有したことによって、びっくりするぐらい、一つの施設とかだと横の隣の施設のことを何も知らないとか、そういう状況があったりするんですね。

だからそういう中で横でつながっていくことによって課題が共有できると、じゃあこういうことやらなければいけないねというような、地域の中で方向性をつくっていきける、そういう関係性が生まれる可能性を持っているということで、行政だけではなく地域の民間団体、中間組織と言えいいのかわかりませんが、それと、文化会館とか、あと芸術団体とか、そういうものが今回うまくつながったというようなことがあって一つの力になってきてコロナで地域を、特に地方は公演機会がなかったの、それをつくり出すというパワーになったというようなことがあるだろうと、思っています。

統括団体がどういう役割を果たしていくかという、私どもなら私どもなりに、統括団体はどちらかというとな職能団体であり、かつ、さらにもうちょっと統括団体というのはそれを振興的な役割も含めて担うというところが。基本的には職能団体だと思うんですよ、みんな、専門的な。だからそこが振興的な面広がって、民間の場合はその地域を変えられるという利点があるので、そういう意味で非常によかったの、自由につながれるような何か仕組みというのはあったほうが、契機がつけられるような状況があったほうがいいのかなというふうには思っていますけど。

【石田委員】 ありがとうございます。地域のことというのは地域にしか分からないとこ

ろもあったりして、それをどのように共有していくかということですよ。その場が確立される、これが計画の中でどういうふうに進められていくのかということが一つ大きなテーマになりそうな気がいたしました。どうもありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方、もうよろしいでしょうか。

最後に、大和さんから文化芸術推進フォーラムについて1分ぐらいお話があるとのことですね。

【大和参与】 はい。

【河島部会長】 それと併せてなんですけれど、私、日本美術家連盟さんが一緒になっているというのが今回初めて知ったことで、従来、芸団協は非常に舞台芸術関係の実演家の団体としてとても組織力も強いし、どこの国でもその傾向あると思うんですけど、それに比べて美術家の方々というのはあまり組織化されてなくて、今回コロナで初めて組織というものがある種必要だということが認識されたという、そういうことだったのではないかと思うんですけども、池谷さんにそれと併せて伺いたいんですが、その辺り、今後もより美術家連盟として共通の課題などに取り組んで声を出していこうというような方向であるのか、その方向と芸団協と一緒にしていることというのがどういう意味合いがあるのかという、何かちょっと漠然としているかもしれませんけれど、ぜひその辺り伺いたいんですが。

【大和参与】 どっちから先いきますか。池谷さん先に？

【河島部会長】 どちらでも。

【池谷事務局長】 僕、先にお答えして。

今おっしゃられたように、美術の場合はもう実演の方々たちと違って、全く組織化されていないというか、ネットワーク化がされてない現状です。

それで、私ども今回は継続支援事業のときに、フォーラム参加しているということで継続支援の確認番号の取得という作業を京都の芸術センターと一緒にやって、その際に初めて、こういった危機に関しては、美術というのはどっちかという一匹狼でやっている方が多いものですから、なかなか徒党を組むとかというイメージがあって組織化が進まないところはあるんですが、先般あの問題があったときには、「やはりこれはネットワークが必要じゃないか」「ラウンドテーブルというのは必要ではないか」という声が出ております。

それで、私どもも職能団体という性格で存在している美術系の団体というのはそんなにないものですから、なるべく今回そういったものを契機にして、美術家全体の目線で物を言

おうという、そういう考え方を最近しております。それは様々な年齢とか物の考え方が美術にはいっぱいあるわけで、それによってそれぞれ思うところ、動くところは違うんですが、それでも共通した基盤とか共通の問題に対する取組が必要だろうと思っております。

それで、さっきおっしゃっていただいたネットワーク化、これ、継続支援事業以降何とか、そういったラウンドテーブルみたいなものがないかというふうに模索しております。そういった機会があればぜひ情報交換であるとか意見の集約であるとか、何らかのこういった問題に対する対応、そういったものを、いろいろな世代とか性別とかそういったものに関わりなく美術のジャンルとして発信していけるような体制を今後築いていければなど思っています。なかなか難しい問題ではあるんですが、もし御協力いただけるのであればぜひ御協力いただきたい。

それで、フォーラムさんの場に私どもがいるのは、美術領域もそうですが芸術としての物を申し上げるときに、フォーラムさんという場所が非常に重要である。これはお誘いいただいて入らせていただいた、中にある団体としては非常に後発ということにはなるのですが、最近しみじみとこういった場に参加させていただくと、フォーラムの重要さというのも認識しています。

私ども美術の特殊な問題というのものもあるんですが、それを踏まえながらも、芸術分野として活動するために、このフォーラムという場、これを生かさせていただきたいと思っています。

以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

じゃあ大和さん、最後の1分で。

【大和参与】 じゃあ続けて、フォーラムができた経緯を言えばあれだと思いますけれども、文化芸術振興基本法が20年前できたときに、この理念を実現していくと。その背景には、議会の中でも文化を大事にすると、日本の文化行政の地位が非常に低いという考え方があったので、それに賛同して一緒にやろうと、文化行政の国及び行政の地位を上げるというのが大目的で集まってきたと。最初は実演芸術と映画だけだったんですけども、美術関係者も加わってきて、今いろいろ広がり方を見せているということですね。

というようなことと、私ども、先ほど申し上げなかったんですけども、先ほどの基本計画が第1期のときに対象が広がった、法律改正されて文化行政の対象がかなり、他の分野との連携等と言われるようになって観光とかまちづくりとかそういう範囲で広がってきたん

ですけれども、その割には予算が全然増えないということで、これはゆゆしきことというか、これだけ広がっているいろいろなやることができて部局も広がって、その中できちっとできてないと。基本法できたことによってできたロジックが、経済的価値を本質的価値に循環させるということがうまくいってないんじゃないかと。

これをちゃんと2期にはその筋をきちっと具体的に施策として通してほしいというのが私どもの大きな思いでございます。個々の分野の政策ということもありますけれども、コロナ禍があってそこがうまくいっていないというようなことがあって、ぜひそこを進めていただきたいと。

その前提として、文化の本質的価値というか、どちらかというと議論が、必要なことなんですけれども文化芸術の利用価値を中心に進みがちなんですけれども、本質的価値をどう考えてそれをいかに国民と政府内で共有するかということが今大事になっているのではないかなというふうに考えております。その上で今言ったような具体的な政策をぜひ立てていただきたいというのが願いでございます。

以上です。

【河島部会長】 分かりました。どうも貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、本日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。これで閉会とさせていただきます。

次回以降の分科会におきましても活発な御審議を賜りたく、各委員の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それじゃあ、事務局のほうから連絡事項等ありましたらどうぞ。それで閉会としたいと思います。

【事務局】 今回は9月16日金曜日13時30分より開催いたします。詳細はまた改めて御連絡させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【河島部会長】 ありがとうございました。長時間お疲れさまでした。ちょっと過ぎてしまってますみません。ありがとうございました。

— 了 —